

議案第 36 号

伊賀市の適正な土地利用に関する条例の一部改正について

伊賀市の適正な土地利用に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市の適正な土地利用に関する条例（平成29年伊賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「当該建築開発事業の」を「当該適合承認申請に係る建築開発事業の」に、「当該建築開発事業が」を「当該建築開発事業の案が」に改める。

第51条第1項中「遅滞なく」の次に「当該認定申請に係る」を加え、「特定開発事業が」を「当該特定開発事業の案が」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、特定事業認定に係る特定開発事業の案の内容が伊賀市土地利用審議会の意見を聴いた上であらかじめ市長が基本計画への影響がないと認める行為であるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。